

審判・組合せ委員会規定

(目的)

第1条 この委員会は、青森県卓球連盟（以下県卓連という）の審判・組合せ事業の健全な運営を図るため、規約第10条に基づき配置する。

(名称)

第2条 この委員会は、審判・組合せ委員会と称する。

(事務局)

第3条 この委員会の事務局は、県卓連事務局に置く。

(構成)

第4条 この委員会の委員長は、理事の中から会長が委嘱し、委員会の委員は委員長の推薦により若干名を選出し、構成する。
また、副委員長は委員会の互選とする。

(任務)

第5条 この委員会は、審判・組合せに関わる事業の推進に必要な事項を協議し、その事業の推進に努める。

(会議)

第6条 この委員会の会議は理事長が招集し、会議運営及び議長は委員長がこれにあたる。

(任期)

第7条 この委員会の委員の任期は県卓連役員改選期までとする。ただし、再任は妨げない。

(改廃)

第8条 この委員会の規定に関わる変更・廃止は会長が決定する。

付則

この委員会の規定は平成26年4月1日から施行する。